

「公社債店頭売買高」の集計対象となる公社債（取引）の範囲

## 1. 集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、毎月第1営業日から最終営業日までの間に取り扱った既発債（国債の発行日前取引及び上場銘柄を含み、外貨建債券を除く。）の店頭売買高（現先売買高について区分して集計）。

## 2. 集計対象となる公社債

本邦内において発行された円貨建債券（本邦外において発行された円貨建債券及び外貨建債券は除く。）。

なお、特別会員にあつては、上記債券のうち、金融商品取引法第33条第2項各号に掲げる有価証券に限る。

## &lt;集計対象に含まれるもの&gt;

- ・ 国債の発行日前取引
- ・ 円貨建外債（外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が日本国内で発行した本邦通貨建債券）の取引
- ・ 国債バスケット取引（ただし、国債バスケット取引以外は額面金額で計上するのに対し、国債バスケット取引については約定金額により計上）

## &lt;集計対象から除くもの&gt;

- ・ 個人向け国債の取引
- ・ 社債的受益権の取引
- ・ 短期社債の取引
- ・ 外貨建外債の取引
  - イ. 国内発行されたもの（東京ショークン債）
  - ロ. 海外で発行されたもの（ユーロ円債、欧州ドル建債、カナドル債、セロクホン債、スリッパ債等）
- ・ デュアル・カレンシー債、逆デュアル・カレンシー債の取引
- ・ 短期外債（社債、株式等の振替に関する命令第10条の11第2項に規定するもの）の取引

対象となる公社債の範囲等の詳細は、下表のとおり。

種 別	対象となる公社債の範囲	備 考
国債	日本国債のみが対象	発行日前取引を含み、個人向け国債を除く。
超長期	20年利付国債、30年利付国債、40年利付国債、15年変動利付国債	
長期	6年利付国債、10年利付国債 10年物価連動国債	
中期	2年利付国債、4年利付国債、5年利付国債	
割引	3年割引国債、5年割引国債、分離元本振替国債、分離利息振替国債	分離時に残存期間が1年未満の分離利息振替国債等についても、本欄に計上
国庫短期証券等	国庫短期証券（TDB / T-Bill）	
公募地方債	公募地方債（ミニ公募地方債を含む。） 日本の地方公共団体が発行するものに限る。	非公募地方債は「非公募・地方債」に計上
政府保証債	日本国内の公庫、公団等の政府関係機関が個々の設立根拠法に基づき発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号）のうち、元本及び利金の支払いを政府が保証しているものに限る。	非公募政府保証債は、「非公募・その他」に計上

種 別		対象となる公社債の範囲	備 考
財投機関債等		日本国内の公庫、公団等の政府関係機関及び地方公共団体の設立する公社等が個々の設立根拠法に基づき発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号）のうち、政府保証（地方公共団体の保証は含まない。）が付与されていない債券をいう。（交通債・放送債・公募電電債を除く。）	非公募財投機関債等は「非公募・その他」に計上
金融債		利付金融債（農林中央金庫、商工組合中央金庫及び信金中央金庫が発行する債券（商工組合中央金庫が発行する財投機関債を含む。））	
円貨建外債		外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が、本邦において発行した本邦通貨建ての債券。	非公募債は「非公募・その他」に計上 短期外債（社債、株式等の振替に関する命令第10条の11第2項に規定するものに限る。）は非計上
社債	電力債	東京電力グループ4社（旧東京電力が発行した公募債券を含む。）、関西電力、中国電力、中部電力、北陸電力、東北電力、四国電力、九州電力、北海道電力、沖縄電力が発行する公募債券（旧一般電気事業者が会社体制を変更（又は「分社化」）し、発行した公募債券を含む。）	非公募債は「非公募・その他」に計上
	一般債	上記以外の日本国内の株式会社が発行する公募社債（銀行社債、他社株転換可能債、交換社債、新株予約権付社債の分離後の社債、分離型新株予約権付社債の社債部分、電源開発債、公募電電債及び投資法人債券を含む。） 東京地下鉄株式会社が発行する債券（帝都高速交通営団が発行した債券を含む。）、日本放送協会が発行する債券	非公募債は「非公募・その他」に計上。 短期社債（社債等振替法第66条第1項）は非計上
特定社債		金融商品取引法第2条第1項第4号に規定する特定社債券（資産流動化法に規定されるもの）のうち公募で発行されたもの	非公募債は「非公募・その他」に計上。 短期特定社債（資産流動化法第2条第6項）は非計上
新株予約権付社債		転換社債型新株予約権付社債（CB）、新株予約権付社債（WB）	非公募債は「非公募・その他」に計上
非公募債	地方債	非公募地方債	
	その他	上記種別の公社債のうち、非公募で発行されたもの（国債を除く。）	

（注）いずれの種別についても、店頭取引のみが集計対象となっている（金融商品取引所市場内取引は集計対象外）。

各投資家の集計対象範囲については、「投資家区分表」を御覧ください。

以 上